

第17期第1回島根県連合海区漁業調整委員会

日 時：令和8年3月2日（月）13:00～13:45

場 所：

（松江会場） 松江市朝日町478番地18

松江テルサ 大会議室

（島後会場） 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

島根県隠岐合同庁舎6階 会議室A

（島前会場） 隠岐郡西ノ島町大字別府字飯田56-17

島根県島前集合庁舎2階 協議室

出席委員氏名：

（松江会場） 堀 浩之（1番）、青山 善一郎（2番）、

渡邊 恭郎（3番）、福田 薫（4番）、

永松 正則（5番）

（島後会場） 大西 寿春（7番）、池田 速人（9番）、

牧野 一（10番）

（島前会場） 平木 操（6番）、亀谷 潔（8番）

1 開会

事務局長が開会及び会の成立を宣言

2 挨拶

【横田次長】[省略]

【各委員】[省略]

【事務局及び県職員】[省略]

3 議事

(1) 会長及び会長職務代理者の選出について（協議）

(2) 島根県沖合海面における延縄漁業の操業の制限に係る委員会指示について
（協議）

4 議事の概要

【事務局長】（議事に入る旨、宣言）

※会長及び会長職務代理者の選出までは事務局で議事進行

（1）会長及び会長職務代理者の選出について（協議）

【事務局長】初めに、会長及び会長職務代理者の選定方法について御説明させていただきます。資料を1枚めくっていただきまして、ページ番号3番、資料1を御覧ください。こちらに島根県連合海区漁業調整委員会の規程をつけております。簡潔に御説明させていただきたいと思います。

規程の第4条で、会長及び職務代理者は、任期中において2年ごとに前半、後半に分けて交替で選出することになっております。これまでの慣例では、前半の2年間は島根海区の委員から、後半の2年間は隠岐海区の委員から会長を選出しております。第17期については、令和7年4月から令和9年3月までが前半、令和9年4月から令和11年3月が後半ということになります。選出の方法について、委員の皆様から御意見がございましたらお願いいたします。

【永松委員】事務局案があれば提案していただければと思います。

【事務局長】今、永松委員から、事務局案を提案してほしいという御意見がありましたので、事務局案を提案させていただきます。

これまでの慣例に倣いまして、前半2年間、令和7年4月から令和9年3月まで、これを島根海区の永松会長に会長をお願いしまして、隠岐海区の池田会長に会長職務代理者を、そして、後半2年間、令和9年4月から令和11年3月まで、これを隠岐海区の池田会長に連合海区の会長を、そして島根海区の永松会長に会長職務代理者をお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

【委員一同】（異議なし）

【事務局長】それでは、異議なしということですので、前半2年間は島根海区の永松会長に連合海区の会長を、そして、隠岐海区の池田会長に連合海区の会長職務代理者をお願いしたいと思います。後半2年間は、会長と会長職務代理者を交

替するということをお願いしたいと思います。

ここで、会長と会長職務代理者に一言ずつ御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【永松会長】〔省略〕

【事務局長】永松会長、ありがとうございました。

次に、池田会長職務代理者、御挨拶をよろしくお願ひいたします。

【池田会長職務代理者】〔省略〕

【事務局長】ありがとうございました。

続きまして、議事に戻りますけれども、規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、進行を永松会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【永松会長】はい、よろしく申し上げます。

規定により、議事録署名者は議長が指名することとなっております。1番の堀委員、6番の平木委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

（２）島根県沖合海面における延縄漁業の操業の制限に係る委員会指示について（協議）

【永松会長】続きまして、議題の２、島根県沖合海面におけるはえ縄漁業の操業に関する委員会指示について事務局から説明をお願いします。

〔事務局説明〕

【永松会長】ありがとうございました。説明が終わりました。

この件について、御質問や御意見がありましたらお願ひいたします。

島前会場、島後会場の委員の皆様、いかがでしょうか。

【牧野委員】隠岐海区の牧野です。操業禁止海域のマイルと、メートルのこの基準の統一はできないんですか。3,000メートル以内と、あと、10トン以上は2海里以内があるんですけど。

【事務局】御質問いただいた内容は、操業禁止海域について、漁船規模ごと、また、隠岐の地先海面では10トン以上の漁船は2海里以内としているところ、ここを県内で統一できないかという認識でよろしいですか。

【牧野委員】はい。

【事務局】 ありがとうございます。

総トン数10トン以上の漁船の操業禁止海域について、3海里以内と2海里以内に分かれているところにつきましては、この委員会指示を定めた平成14年の時点で、島根県からは県内全域、最大高潮時海岸線から3海里以内は操業禁止にしたい旨を山口県側に伝えたところでございます。しかしながら、山口県からは、島根海域においては操業禁止海域3海里以内で全然構わないが、隠岐海域は2海里以内にしてほしいという希望がありました。その理由については、島根海域は遠浅であるのに対して、隠岐海域は急に深くなるというところで、3海里以内を禁止にされてしまうと、それまで操業をしていた船が操業できなくなるというもので、委員会指示ではここに差を設けているところでございます。

【牧野委員】 このメートルと海里、何で片方は3,000メートルなのに、片方はマイルなのですか。3,000メートルは大体1.7マイルですかね。1.7マイルなら1.7マイルとしてほしいんですけど。

【事務局】 ありがとうございます。すみません。この設定をしたときの経緯をそこまで正確に把握をしておりませんので、この場でお答えができかねます。また調べて御回答する形でもよろしいでしょうか。

【牧野委員】 はい、お願いします。

【永松会長】 ほかにございませんか。

【堀 委員】 3年のうちに1日でも操業すれば、実績として次また承認受けられる形なんでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。今、御質問いただいたのは、この委員会指示の承認対象漁船のところ、条件の1つ目の、前年度実績を有する者について、この委員会指示の3年間のうちに1回でも操業すれば実績があるとみなせるかというところでございますが、この承認対象漁船の操業の実績は、承認を受けていればそれを実績とみなすということにしておりまして、毎年、漁獲成績報告書というものを提出いただいているんですけど、それが仮に漁獲量ゼロで報告されたとしても、操業してゼロだった可能性もあるというところで、承認を受けた以上は実績ありとみなしているところでございます。

【堀 委員】 そうであれば、申請をすれば必ず承認を受けられるということですね。

【事務局】 はい、現在承認を受けている方であるならば、申請を出していただければ承認をするということになっております。

【堀 委員】 山口県船が減ってきている要因は、その申請件数が少なかったってということですね。

【事務局】 はい、その認識でよろしいです。

【堀 委員】 ありがとうございます。

【事務局】 すみません、先ほどの堀委員からの質問で私が間違った回答をしたので訂正します。山口県船については承認期間は1年間としておりますので、毎年、申請をしていただくことになっております。3年間ではございません。失礼いたしました。

【永松会長】 ありがとうございます。島後会場のほうから、いかがでしょうか。

【大西委員】 島根県が漁獲物の確認を行うこととなっておりますが、どのタイミングで確認作業を行うのかと、もう一つ、さきほどの牧野委員の質問に関連するんですけど、隠岐も3海里にしたら駄目でしょうか。1海里って僅かなもんだから、統一したほうが僕はいいような。

【事務局】 ありがとうございます。まず、1つ目の漁獲物検査のタイミングでございますが、これは島前におられる普及員の方が、毎年3月から4月頃にかけて操業に来られた船について、港に来ていただき、島根県職員が確認をするということをしております。

もう一つの、操業禁止海域を隠岐海域についても3海里以内に合わせたらどうかということでございましたが、この委員会指示というものが、平成14年につくる前の時点で既に山口県の船が操業していたというところがありまして、既に操業している中で制限をかけるとなりますと、山口県とも調整が必要なところがございます。そして、なかなかこれまでの調整では、この2海里以内のところを3海里にするのは難しい印象を持っております。一方で、この資料の19ページのところにもあります誓約書というものがあまして、山口県の船が承認の申請をする際に誓約するものでございますが、この誓約書の4のところ、操業海域は別紙のとおり、漁場利用に当たっては隠岐地区の漁場者を優先するとあり、その後ろ20ページに操業海域図を載せておりますが、この誓約書によって、島後については2.5マイルまでは操業禁止海

域となっております。この辺りの調整については、実際に操業される隠岐の漁業者と山口県の漁業者を交えた意見交換が数年に1回しておりますので、そのような場で議論していくものかなと思っております。

【永松会長】 島前会場の方、よろしいでしょうか。委員の方、よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

【委員一同】 （意見等なし）

【永松会長】 それでは、これまでの山口県との調整の上で、特にトラブルもなく、漁業秩序が保たれているという状況ですので、事務局のほうで確認いただく事項がございますが、原案どおり委員会指示を継続して発出することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員一同】 （異議なし）

【永松会長】 ありがとうございます。

それでは、その他、事務局から何かありましたらお願いいたします。

【事務局長】 事務局からは、特に用意しておりません。

【永松会長】 ありがとうございます。

それでは、以上で予定した全ての議題、終了しました。

委員の皆様から何か御意見や御質問等ございましたら、お願いいたします。

【牧野委員】 先ほどの議事のフグ延縄の針とか糸のことなんですけど、こちら隠岐海区で操業しているバイかごとかカニかごの道具に山口県のフグ延縄の針とかロープがかかってくるんですけど、ああいう針とか廃棄するときには、海には流さないように注意をしてほしいんですけど、ロープにかかってくる、よくけがしたり、結構危ないんで、その辺も厳しく言ってほしいと思いますけど、よろしくをお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。山口県庁を通じて現場の漁業者の方に、はえ縄の漁具の投棄といいますか、適切に処理をするように伝えるようにいたします。

【永松会長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の委員会、終了したいと思います。スムーズな進行に御協力いただき、ありがとうございました。

5 閉会

【永松会長】（閉会を宣言 13:45）

県職員及び事務局員として出席した者の職・氏名

農林水産部	次長	横田 幸男
水産課	課長	秋山 昌宏
	課長補佐	石橋 茂人
	主任	土井 奈緒子
隠岐支庁農林水産局	水産部長	仲村 克広
	主任	川瀬 翔馬
東部農林水産振興センター	水産部長	小谷 孝治
	水産課長	福井 克也
	主任	竹谷 万理
西部農林水産振興センター	部長	原 修一
	主任	佐藤 勇介
水産技術センター	所長	道根 淳
島根海区事務局	事務局長	伊藤 博理
	主任書記	高橋 一郎
	主任書記	吉田 太輔
	主任書記	寺谷 俊紀
隠岐海区事務局	事務局長	為石 雄司
	書記	江角 翔太

以上、議事の内容を記し、その相違ないことを認証する。

令和8年3月2日

議 長

永松 正則

議事録署名者

堀 浩之

議事録署名者

平木 操